

○高知県登録の建築士に対する処分について

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、二級建築士に対し、次のとおり処分した。

1 処分をした年月日

令和 3 年 12 月 7 日

2 処分を受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

松浦高士

二級建築士

高知県知事登録第 5159 号

3 処分の内容

懲戒処分（令和 3 年 12 月 10 日から業務停止 2 週間）

4 処分の原因となった事実

建築物の新築工事において、建築士事務所の登録を行わないまま工事監理業務を実施。（無登録業務に該当）